

2025 年度 G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 委託業務募集要項（再公募）

1 事業の目的

愛知県産農産物の海外での継続的な現地販売や新規の輸出ルートの開拓等による輸出拡大を図るため、県内の輸送インフラを活用した、輸出商材の効果的な流通手段の構築に向けた各種検証を実施する。また、対象国における市場性調査及び県産農産物の魅力発信等の取組を行い、購買機運を高めるとともに、海外市場への取引拡大の方策を探る。

2 委託業務の内容

以下の内容について、一体的に実施すること。

なお、業務の実施にあたっては、事前に食育消費流通課と調整すること。

- (1) 地元インフラ（中部国際空港、名古屋港）を活用した輸出ルート構築に向けた調査
中部国際空港、名古屋港を利用した輸出ルートにおいて効果的な流通手段の構築に向けた各種調査と検証を実施する。
- (2) コールドチェーンの実態調査
航空便及び海上輸送における、鮮度保持輸送の事例調査及び検証を実施する。
- (3) 輸出対象国における県産農産物の市場性調査
輸出対象国のバイヤーや現地店舗からのニーズ等の聞き取り調査や、現地消費者への試食アンケートの実施により、輸出拡大に向けた方法を探る。
- (4) 県産農産物の魅力発信
輸出対象国の消費者に県産農産物の魅力を伝えるため、アからウの情報発信の取組を実施する。
ア 現地インフルエンサーによる情報発信
イ 輸出先国・地域の嗜好に合わせたレシピカードの作成、情報の発信
ウ 魅力発信動画の作成
- (5) 輸出先国・地域のバイヤーを招聘した輸出セミナー開催
輸出先国・地域での国産農産物の販売状況や現地ニーズについて知識を深めるため、輸出対象国に精通したバイヤーを県内産地に招聘して、輸出への取組機運を醸成する。

3 委託業務の明細

別添「2025 年度 G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト委託業務仕様書」の内容のとおり。

4 応募資格

応募の資格者は、本事業業務内容に係る優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有する法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人

であること。

- (2) 「令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち、以下のア、イの営業種目分類のいずれかに該当する（現在申請中で契約締結時に登録が見込まれるものを含む）ものであること。

ア 中分類「03. 映画等制作・広告・催事」

小分類「02. 広告」-細分類「01. 広告企画・代行」及び、

小分類「03. 催事」-細分類「01. イベント企画」

イ 中分類「07. 調査委託」-小分類「01. 市場調査」

- (3) 企画提案書の提出期限において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。
- (7) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる法人ではないこと。

5 募集期間

2025 年 7 月 9 日（水）から 2025 年 7 月 23 日（水）午後 5 時（必着）まで

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
10,879,000 円（消費税及び地方消費税込み）
※ 2 (4) に係る経費は 4,000 千円を上限とする。
- (3) 契約期間
契約締結日から 2026 年 2 月 27 日（金）までとする。
- (4) 委託費の支払条件
精算払いとする。
- (5) 電子契約について
本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県 HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。
- (6) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 説明会の開催

再公募のため。説明会は開催しません。

8 応募方法等

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（別添様式1）
- (イ) 見積書 ※「愛知県知事」宛てとしたもの
- (ウ) 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- (エ) 定款又は寄付行為
- (オ) 直近3か年の決算報告書
- (カ) 国税及び地方税（県税及び市町村税）について滞納がないことの証明書の写し
- (キ) 諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）
- (ク) 過去に実施した類似業務の成果書
- (ケ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別添様式2）
※ 該当する取組がある場合は、証明書類を併せて添付すること

イ 提出部数

10部（正本1部、副本（写し）9部）

※ただし上記（エ）（オ）（カ）（キ）（ク）（ケ）は正本1部のみの提出でよい。

ウ 提出期限

2025年7月23日（水）午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送もしくは持参

(2) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課 輸出促進・六次産業化グループ

担 当 宮崎・加藤

電 話 052-954-6719（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6940

(3) その他

ア 企画提案書の提出は、1者1案とする。

イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。

ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

エ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

オ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

9 選定者数

1 者

10 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

ア 日 時（予定）

2025 年 7 月 29 日（木）午後

※ 企画提案者は、自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

プレゼンテーション時間については、追って電子メール等で連絡する。

イ 会 場（予定）

愛知県庁西庁舎 10 階 共用会議室

ウ 方 法

提出された企画提案書のみを使用して、1 者あたり 15 分間程度のプレゼンテーション後、10 分間の質疑応答を行う。審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等について

(ア) 実施体制の的確性・実効性

(イ) 類似業務の実績

イ 業務内容等について

(ア) 業務目的との整合性

(イ) 業務内容の卓越性・独創性

(ウ) 業務実現可能性

ウ 業務の効果について

業務の波及効果、発展性

エ 委託業務経費について

経費項目や金額の妥当性

オ 社会的価値の実現に資する取組の実施について

(3) 予備審査

企画提案書の応募件数が 5 件以上の場合は、審査委員会の審査に先立ち、提出された企画提案書について、以下により県職員による予備審査会を行う。

なお、予備審査会は非公開とし、予備審査会の構成員氏名等は公表しない。

ア 予備審査は企画提案書及び添付資料についての書面審査を行う。

イ 審査基準については審査委員会に準じて行う。

ウ 応募のあった企画提案書について順位を付け、上位 4 件を審査委員会へ付議する。

エ 予備審査会の審査結果は、審査委員会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査会の審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(5) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して電子メール等で通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 スケジュール（予定）

2025 年 7 月 9 日	委託先募集開始
7 月 23 日	企画提案書の提出期限
7 月 29 日	審査委員会による審査、委託先の決定
7 月 30 日以降	契約締結
2026 年 2 月 27 日	事業完了
2 月下旬	実績報告書（成果報告書を含む）の提出
2 月下旬	完了検査、請求書の提出
3 月上旬	委託料の支払い

12 その他

委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。